

# 沼津信用金庫経営者クラブ本則

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第 1 条 本会は「沼津信用金庫経営者クラブ」と称する。  
「沼津信用金庫沼津地区経営者クラブ」(以下、「沼津地区経営者クラブ」という)および「沼津信用金庫駿東地区経営者クラブ」(以下、「駿東地区経営者クラブ」という)をもって、本会を構成する

### (目的)

第 2 条 本会は、会員相互の情報交換と経営問題についての研究等各種事業を通じて、新しい時代の経営環境に対応できる会員の経営資質の向上と会員企業の健全な発展を図るとともに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

### (運営)

第 3 条 沼津地区経営者クラブと駿東地区経営者クラブの運営については、事業内容を除き、役員を選出、総会の開催、会計、運営方法等、各々で活動できるものとする。

### (事業)

第 4 条 第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。  
( 1 ) 会員相互の情報交換  
( 2 ) 企業経営に関する情報の収集と提供  
( 3 ) 講演会、企業視察等の実施  
( 4 ) その他本会の目的達成に必要な事業

### (事業年度)

第 5 条 本会の事業年度は毎年 5 月 1 日より翌年の 4 月 3 0 日までとする。  
設立初年度はこの限りではない

## 第 2 章 会 員

### (会員)

第 6 条 会員は次の各号に該当する者とする。

( 1 ) 沼津地区経営者クラブにおいては、基本的に沼津市・三島市・清水町・長泉町の沼津信用金庫と取引している企業の経営参画者。

( 2 ) 駿東地区経営者クラブにおいては、基本的に御殿場市・裾野市・小山町の沼津信用金庫と取引している企業の経営参画者。

但し、既に駿東地区経営者クラブの会員はこの限りではない。

( 入会 )

第 7 条 会員の募集は毎年 4 月に行う。入会は沼津信用金庫店長の推薦を必要とする。

( 退会 )

第 8 条 会員は自由に退会できるものとする。

( 除名 )

第 9 条 会員が次の各号に該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

( 1 ) 本会の体面を傷つけたとき

( 2 ) 本会の目的に反する行為をしたとき

( 3 ) 会員が義務を履行しないとき

( 4 ) その他会員として適当でないと認められたとき

### 第 3 章 役 員

( 役員 )

第 10 条 沼津地区経営者クラブ、駿東地区経営者クラブ各々において以下の役員を置く。

( 1 ) 会長 1 名

( 2 ) 副会長 2 名

( 3 ) 運営委員 若干名

( 4 ) 会計 1 名

( 5 ) 監査 2 名

( 役員 の 選 出 )

- 第 11 条 前条の役員は総会において選出する。  
ただし、副会長 1 名は沼津信用金庫が選任する。

( 役員 の 任 務 )

- 第 12 条 1 . 役員 の 任 務 は 次 の 通 り と す る 。  
( 1 ) 会 長 は 本 会 を 代 表 し 、 会 務 を 総 理 す る と と も に 、 役 員 会 を 招 集 し て 議 長 と な る 。  
( 2 ) 副 会 長 は 会 長 を 補 佐 す る 。  
( 3 ) 運 営 委 員 は 運 営 委 員 会 を 組 織 し 、 こ の 会 を 運 営 す る 。  
( 4 ) 会 計 は 経 理 事 務 を 処 理 す る 。  
( 5 ) 監 査 は 業 務 及 び 会 計 を 監 査 す る 。  
2 . 役 員 会 は 必 要 に 応 じ て 会 長 が 招 集 す る 。

( 役員 の 任 期 )

- 第 13 条 役員 の 任 期 は 2 年 と し 、 留 任 は 妨 げ な い 。  
ただし、会長は留任できないものとする。

## 第 4 章 総 会

( 総 会 の 開 催 )

- 第 14 条 1 . 本 会 の 定 期 総 会 は 、 毎 年 6 月 に 開 催 す る 。  
2 . 臨 時 総 会 は 役 員 会 が 必 要 と 認 め た と き に 会 長 が 召 集 す る 。

( 総 会 の 議 事 )

- 第 15 条 1 . 総 会 の 議 長 は 会 長 が こ れ に あ た る 。  
2 . 総 会 は 会 員 の 過 半 数 が 出 席 し 、 出 席 者 の 過 半 数 を も っ て 決 す る 。  
3 . 総 会 は 次 の 事 項 を 決 議 す る 。  
( 1 ) 会 則 の 変 更  
( 2 ) 事 業 計 画 及 び 収 支 予 算 の 決 定 ・ 変 更  
( 3 ) 事 業 報 告 及 び 収 支 決 算 の 報 告  
( 4 ) 役 員 の 選 任  
( 5 ) そ の 他 の 重 要 事 項

## 第 5 章 会 計

### ( 運営費 )

#### 第16条

1. 本会の運営は、会費及び寄付金により、まかなうものとする。
2. 会費は年額 1 万円とし、毎年 5 月 1 日に一括納入するものとする。ただし、年度の途中で退会・除名された場合、会費は返還しないものとする。
3. 事業により特別費用を要する場合は、臨時会費を徴収すること

## 第 6 章 事 務 局

### ( 事務局及び運営店舗 )

#### 第17条

沼津地区経営者クラブは、本店・高島町支店・今沢支店・北支店が運営にあたる。駿東地区経営者クラブは、御殿場営業部・小山支店・裾野中央支店・上町支店が運営にあたる。事務局を業務部に置く。本部各部署は事務局の要請により協力体制を構築する。

### 付 則

1. 設立当初の役員及び事業計画は設立総会の定めるところによる。
2. 本会則は平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。